

平成 2 1 年 (排) 第 9 号

排 除 命 令 書

福岡市中央区天神二丁目 1 4 番 8 号

グリーンハウス株式会社

同代表者 代表取締役 横 尾 邦 彦

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 グリーンハウス株式会社（以下主文において「グリーンハウス」という。）は、一般消費者に販売している「楽臭生活」と称する食品（以下主文において「楽臭生活」という。）の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、平成 2 0 年 1 月ころから平成 2 1 年 1 月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、また、平成 2 0 年 6 月 1 9 日に掲載した新聞広告において、当該商品を摂取することにより、「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 グリーンハウスは、今後、楽臭生活又はこれと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 グリーンハウスは、今後、楽臭生活又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第 1 項の表示と同様の表示をしては

ならない。

- 4 グリーンハウスは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 グリーンハウス株式会社（以下「グリーンハウス」という。）は、肩書地に本店を置き、食品の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) グリーンハウスは、平成20年1月ころ以降、「楽臭生活」と称する食品（以下「楽臭生活」という。）を、我が国に所在する事業者に委託して製造させ、一般日刊新聞紙に当該商品の広告を掲載し、はがき、電話又はファクシミリで注文を受け付けるほか、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにも広告を掲載し、同ウェブサイトでも注文を受け付けることにより、一般消費者に販売している。
(2) 楽臭生活は、「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有する錠剤状の食品であり、1日3粒ないし5粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって、口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。
- 3 グリーンハウスは、楽臭生活について
(1) 平成20年1月ころから平成21年1月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し1）において、「ニオイの原因の1つは腸内環境にあった！」、「口臭や体臭、便臭などニオイの原因の1つが、じつは“腸内環境の悪化”にあるのです。」及び「「シャンピニオンエキス」配合のニオイ対策サプリメント『楽臭生活』が大人気！！」と記載の上、「こんな方にオススメ！ ・ニオイが気になる方」、「口臭が！体臭が！便臭が！もうニオイで悩まない！！」及び「ニオイに強力パワーを発揮！！」と記載
(2) 平成20年6月19日付け西日本新聞に掲載した広告（別添写し2）において、「口臭・体臭・便臭の主な原因の1つが、じつは『腸内環境の悪化』です。」及び「天然の消臭成分“シャンピニオンエキス”」と記載の上、「圧倒的な消臭力！」、「不快な口臭、体臭、便臭が・・・ 「ニオイが気にならない！！」」、「マッシュルームから抽出された『天然の消臭成分』！！腸内で悪臭成分を中和し、善玉ビフィズス菌を増やしてニオイの発生自体を防ぎます。」、「圧倒的な消臭力『150倍濃縮シャンピニオン』」及び「こんな方にオススメ！！口臭・体臭が気になる方」と記載するとともに、「悪臭成分発生と消臭のメ

カニズム」と題する図を掲載

することにより、あたかも、楽臭生活を摂取することにより、「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるかのよう示す表示をしている。

- 4 公正取引委員会は、前記3の表示について、景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため、同条第2項の規定に基づき、グリーンハウスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、グリーンハウスは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法 令 の 適 用

前記事実によれば、グリーンハウスが行っていた表示は、景品表示法第4条第2項の規定により、楽臭生活の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成21年2月3日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水